

賦産区賦産処分について

左記の通り賦産区賦産を処分するものとする

記

一 処分の場所

三朝町大字吉田字天谷南平七六七番地の一部

三朝町大字吉田字天谷北平七六四番地の一部

一 面積

三十六町歩 全域

一 樹種反樹令

松立木(全面現在) 四十坪程度

一 敷 量

四百坪(見込枚数三〇〇石)

一 供用目的

売却資金により造林の育成反樹施設整備等に充当する

原案可決

昭和三十三年五月七日 提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年五月七日 承認

